

11月20日  
定員:40名

# 「特定化学物質作業主任者

## 能力向上教育」を開催します



特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者を対象とします。  
対象者 特定化学物質作業主任者として概ね5年程度業務を行っている方、  
同作業主任者技能講習終了後概ね5年程度経過している方など

受講料 12,000円 (非会員)  
(1名分) 10,000円 (鳥取県労働基準協会員)

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。



研修日時 令和2年11月20日 8時50分から17時00分

能力向上教育カリキュラム

科目	範囲	時間
作業環境管理	作業環境管理の進め方 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 局所排気装置、除じん装置等の設置及びその維持管理	2.0
作業管理	作業管理の進め方 労働衛生保護具 緊急時の措置	1.0
健康管理	特定化学物質による健康障害の症状 健康診断及び事後措置	1.0
事例研究及び関係法令	作業標準等の作成 災害事例とその防止対策 特定化学物質に係る労働衛生関係法令	3.0

労働安全・衛生コンサルタント  
第一種作業環境測定士  
RSTトレーナー 他

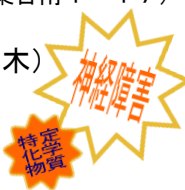
米田明真氏

教育時間 (学科7時間)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日 令和2年11月12日 (木)  
及び受講料支払い期限

能力向上教育は、労働安全衛生法第19条の2により、作業主任者等労働災害防止のための業務に従事する者に対して、その能力向上を図るために受講機会を与えるよう事業者が努力義務が課されたものです。また、内容については、厚生労働省から指針等が示されており、その指針、通達に沿って実施するものです。

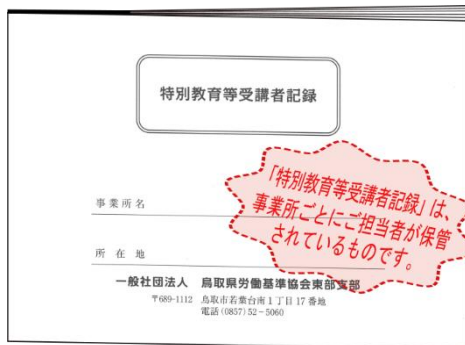


特定化学物質 (Specific Chemical Substances) icon



### お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和2年11月12日(木)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(40名)を超えた場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 事業所で保管されている「特別教育等受講者記録」を受講日にお持ちください。教育終了後、受講実績を記入してお返しします。
- ③ 受講者には教育終了後に「能力向上教育修了証」を交付します。
- ④ 受講申込み後は、令和2年11月12日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ⑤ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



「特別教育等受講者記録」は、事業所ごとに担当者が保管されているものです。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染症対策について (お願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当分の間、受講者はマスクを持参・着用してください。また、発熱等のある方は、受講を差し控えてください。

# 特定化学物質作業主任者能力向上 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

令和2年11月20日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場

受講者数 ( 名 ) 受講料計 ( 円 )

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に ( 振込み ・ 持参 ) します。

受講料のお支払期限は、令和2年11月12日です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和2年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

㊞

( 業種 : )

( TEL )

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)